

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設） 尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る都市計画決定について

1 ごみ処理施設整備事業について

尾張東部衛生組合（構成市：尾張旭市、瀬戸市、長久手市）のごみ処理施設「晴丘センター」については、主要な設備、機器の劣化や老朽化が進行していること、ごみ処理の広域化を踏まえ検討を進めた結果、新しいごみ処理施設を整備することとしました。

○尾張東部衛生組合の現状

	
可燃ごみ処理施設	
處理方式 炉型式	全連続燃焼式機械炉
施設規模	300t/日（2炉）
竣工	平成4年3月31日
延命化工事	令和元年度～令和4年度 (令和13年度まで延命化)
竣工後30年以上が経過 主要な設備、機器の劣化や老朽化が進行	

○ごみ処理の広域化

ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月）
ダイオキシン類の排出削減を主目標にごみ処理の広域化と集約化を促進
持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の
広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月）
厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手不足等に対して
広域化、集約化を進めることで持続可能な適正処理の構築を求める
愛知県ごみ焼却処理広域化計画（第1次計画）（平成10年10月）
愛知県ごみ焼却処理広域化計画（第2次計画）（平成21年3月）
県内を13ブロックに分け、焼却能力300t/日以上の全連続炉への集約化を目指す。

○検討経緯

尾張東部・尾三地域広域化計画（令和3年3月）
尾張東部・尾三地域でごみ処理施設の集約化について検討し、集約化の基本方針を策定
次期施設更新時には、両組合がそれぞれ単独で新施設を建設する方針を決定
愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（令和3年11月）
尾張東部、尾三地域でごみ焼却施設を集約する方針が定められている。
ごみ処理施設整備基本構想（令和6年3月）
新ごみ処理施設の稼働に向けて、今後、必要となる整備方針を定める基本構想を策定
ごみ処理施設整備基本計画（令和8年3月 策定予定）
施設整備予定地や都市計画等に関する基本的な考え方を取りまとめ、施設規模、ごみ処理方式等の施設整備に関する基本的な事項を定める基本計画を策定

2 都市計画決定について

ごみ焼却施設は、都市計画法第11条第1項第3号において「都市施設」として都市計画に定めることができる施設とされており、都市計画運用指針において、積極的に都市計画決定するよう定められています。また、建築基準法第51条により都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならないと定められています。

現施設については、建築基準法第51条ただし書きに基づく手続きにより建築していますが、今回更新する施設は、長期間に渡り運用される恒久的な施設であり、かつ、構成市のごみ処理を一括処理する広域的な施設であることに加え、一部事務組合が設置者となり新たに区域の拡大を行う計画であるため、都市計画決定を行う必要があります。

○建築基準法第51条（抜粋）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）
第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

3 都市計画における環境影響評価について

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、環境影響評価法又は愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施が義務付けられています。

環境影響評価とは、事業者自らが事業の実施前に、環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して、愛知県、関係市町村、市民などから意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を立案するための制度です。

環境影響評価は、事業者が実施することを基本としていますが、都市計画法に基づき都市施設の都市計画決定を行う場合には、都市計画決定権者（尾張旭市）が事業者（尾張東部衛生組合）に代わるものとして、都市計画手続きに併せて環境影響評価その他の手続きを実施することとされています。

環境影響評価法又は県条例で対象となる事業

対象事業の種類	環境影響評価法 第一種事業	環境影響評価法 第二種事業	条例の対象事業
廃棄物処理施設	—	—	処理能力 150t/日以上
ごみ処理施設（焼却施設）	—	—	

4 今後の手続きの流れ

都市計画手続き及び環境影響評価（配慮書～評価書）の流れは以下のとおりです。

